

和41年3月31日現在における理振法に基づく基準総額と対照してみた場合、その充実の状況はA表、B表に示したとおりである。

学校種別ごとに県合計をみると、A表の合計欄でみられるとおり、概して高等学校の充実率が低く、小・中学校では分校や小規模学校の充実率の低さが目立っている。

ただし、小学校の分校の場合は、低学年のみをおく学校が相当数あり、このような学校においては、当然基準品目の相当部分が必要としないことになる。その意味では、A表の小学校については、分校を除外して考えた方が実態に近いものが握できることになる。

高等学校については、ここ数年充実率ののびは少ないが、これは、高等学校生徒急増対策による学校の新設、分校の本校への昇格、生徒数増による区分変化等の特殊事情があったことを考慮しなければならない。

種々の理由があったとしても、全国的に見て低充実率であることは、本県理科教育の進展を考えると、やはり一つの大きな問題であり、今後大幅な充実対策が望まれることは、長期総合教育計画にも述べられているとおりである。

C表から明らかなように、この補助事業が始められてからの13年間の推移を見ると、多数の学校に多額の補助金が注入されてきたが、今後もその充実率の向上には、大きな努力が続けられなければならないと考える。

理科教育設備基準の改訂については、昭和38年以来理科教

A 理科設備の学校規模別基準総額、充実総額、現有金額（昭和41.3.31現在）

小 学 校

区 分	I	II	III	分校の全部	計
	1学級～5学級	6学級～23学級	24学級以上		
基準総額	5,881,920	278,505,000	37,925,530	51,327,570	373,640,020
充実総額	3,580,150	185,788,134	31,042,101	17,631,081	238,041,466
充実率	60.9	66.7	81.9	34.4	63.7
現有金額	3,482,870	179,858,511	29,844,456	17,328,671	230,514,508
現有率	59.2	64.6	78.7	33.8	61.7

中 学 校

区 分	I	II	III	IV	計
	{分校の全部 1学級～2学級}	3学級～5学級	6学級～17学級	18学級以上	
基準総額	6,739,070	31,123,400	179,120,010	76,079,920	293,055,400
充実総額	1,445,820	15,252,961	121,018,676	56,314,990	194,032,447
充実率	21.5	49.0	67.6	74.0	66.2
現有金額	1,348,760	14,651,671	116,895,562	53,899,450	186,795,443
現有率	20.0	47.1	65.3	70.9	63.7

高 等 学 校

区 分	I	II	III	計
	{分校の全部 1人～299人}	300人～1,349人	1,350人以上	
基準総額	0	168,924,630	70,681,400	239,606,030
充実総額	0	93,503,325	37,243,460	130,746,785
充実率	—	55.4	52.7	54.6
現有金額	0	90,984,675	35,599,390	126,584,065
現有率	—	53.9	50.4	52.8

特殊教育諸学校

区 分	盲 学 校	聾 学 校	養 護 学 校	計
基準総額	2,936,680	2,903,130	1,507,780	7,347,590
充実総額	1,926,920	2,224,330	1,004,130	5,155,380
充実率	65.6	76.6	66.4	70.2
現有金額	1,919,570	2,177,650	1,004,130	5,121,350
現有率	65.4	75.7	66.4	69.7

育審議会において審議が重ねられ、昭和40年6月にその結論が文部大臣に答申された。その答申に示された基準案について、文部省においては関係省庁と折衝し、必要な修正や事務的調整を行ない、改訂基準として決定し、公布施行されたものである。

今回の改訂は、理科教育設備基準制定以来初めての大幅改正で、過去に昭和36年の一部改正があったが、このときは財政的事情等により、緊急最小限の修正にとどまり、結果としては中途半ばな形であった。

新教育課程の趣旨を徹底させるためには、さらに根本的な検討を行ない、是正することが必要とされたわけである。

今回改訂の骨子は、すでに公表されているように、

- ① 学校規模の改正
- ② 新品目の追加
- ③ 基準数量の増加
- ④ 基準単価の改訂

となっていて、昭和41年度よりこの新基準に従って、補助が始められた。

C表の41年度分は、この新基準によるものである。

この基準改訂は、理科教育関係者にとってきわめて喜ばしいことであるが、さらに、現有設備の活用という一面の努力が付加されて、この補助の真価が発揮されるようになるものとする。